

議案第182号

埼玉県道路公社の新見沼大橋有料道路の料金の一部の変更の同意について
道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項の規定により、埼玉県道路公社が別紙のとおり新見沼大橋有料道路の料金の一部を変更することについて、同法第16条第1項及び第2項の規定により同意することの議決を求める。

令和4年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

(別紙)

埼玉県道路公社の新見沼大橋有料道路の料金の一部の変更

変更後	変更前
<p>2 障害者割引</p> <p>イ 割引を適用する自動車</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は高速道路会社等の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下のⅳ又はⅳの要件を満たすものとして、埼玉県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車</p>	<p>2 障害者割引については、以下のとおりとする。</p> <p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置した者に限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。</p> <p>イ. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規程により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」の欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。）。ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名及び名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の</p>

「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

㊦ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、埼玉県道路公社が別に定めるもの

㊧ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき埼玉県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、埼玉県道路公社が別に定めるもの。

また、上記㊦又は㊧の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、埼玉県道路公社が別に定めるものについては、埼玉県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

ロ 割引率
5割以下とする。

ロ. 身体障害者福祉法第15条第4項の規程により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生児童家庭局長通知）」の第3の1（1）に規定する「重度」に該当する者（以下「重度障害者」という。）が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が

所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合であっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）。ただし、営業用の自動車を除く。

障害の区分		障害の程度			
視覚障害 聴覚障害		1級から3級までの各級及び4級の12級及び3級			
肢体不自由	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2			
	下肢不自由	1級、2級及び3級の1			
	体幹不自由	1級から3級までの各級			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	<table border="1"> <tr> <td>上肢機能障害</td> <td>1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）</td> </tr> <tr> <td>移動機能障害</td> <td>1級及び3級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）</td> </tr> </table>	上肢機能障害	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	移動機能障害
上肢機能障害	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）				
移動機能障害	1級及び3級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）				
内部障害	心臓機能障害	1級から4級までの各級			
	じん臓機能障害	1級から4級までの各級			
	呼吸器機能障害	1級から4級までの各級			
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級から4級までの各級			
	小腸機能障害	1級から4級までの各級			

<p>ハ 実施期日 埼玉県道路公社が別に定める日から実施し、 それまでの間は従前のおりとする。 注) 埼玉県道路公社が別に定めるものとは、「有 料道路における障害者割引実施要領」をいう。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="917 185 1149 376"> ヒト免疫不全ウ イルスによる免 疫機能障害 肝機能障害 </td> <td data-bbox="1149 185 1484 376"> 1 級から 4 級までの 各級 1 級から 4 級までの 各級 </td> </tr> </table>	ヒト免疫不全ウ イルスによる免 疫機能障害 肝機能障害	1 級から 4 級までの 各級 1 級から 4 級までの 各級
ヒト免疫不全ウ イルスによる免 疫機能障害 肝機能障害	1 級から 4 級までの 各級 1 級から 4 級までの 各級		